

No.16 委員会へのオンライン出席について

【提案趣旨】

特別な理由がなくても、委員会にオンライン出席することができるようにしてはどうか。

【関係規定】

委員会条例第14条の2

- 1 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のまん延、災害の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りでない。
- 2 前項本文の場合において、オンラインによる方法で委員会に出席を希望する委員は、あらかじめ、委員長の許可を得なければならない。
- 3 前項の許可を得てオンラインによる方法で委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 前3項に定めるもののほか、オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

オンラインによる方法を活用した委員会の運営等に関する要綱第3条第1項

オンライン委員会は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延、災害の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難な場合に開くものであることから、委員が委員会の開会場所に参集できる場合は、当該開会場所への参集を基本とする。